

## 序 章

# 国際経済参入期のベトナム

石田暁恵・五島文雄

### はじめに

ベトナムは、1986年に それまでの教条的かつ急進的な社会主義化路線を修正し、「ドイモイ」（刷新）路線と呼ばれる現実的かつ漸進的な社会主義化路線に転換した。それ以降、ベトナムは大きな変貌を遂げてきたが、その経済・政治・社会の発展過程を振り返って現段階をどのように位置づければよいのだろうか。それを明らかにするためには、まず、「ドイモイ」とは何であったのかということを考えねばならないだろう。ベトナム研究者の見解では、ドイモイ路線とは経済のドイモイと政治のドイモイが両輪となって最終目標である「社会主義社会」を建設していく試みだということになる<sup>(1)</sup>。その内容は、以下のように要約することが可能だろう。

「経済のドイモイは一言で言えば『改革・開放』政策の推進である。第七回党大会で提示された改革の具体的な内容は、国家助成金がなくては成り立たないような中央集権的・行政命令的計画経済機構を廃して、経済の法則を重視した合理的な経済機構を作ること、性急な社会主義改造を行なわずに長期にわたり様々な所有形態（国営、集団経営、国家資本主義経営、個人経営、資本主義的経営）の経済を認めて経済の活性化を図ること、そして経済開放政策を推進することなどである。

政治のドイモイは『一党独裁』を貫きながら、『社会主義的民主主義』の

実現を目指して社会の民主化を進めること、そしてそのための国家機構改革を進めることが重視されている。」<sup>(2)</sup>

これは1991年時点のベトナムのドイモイを論じた論文からの引用である。この時期は、旧ソ連・東欧地域の共産主義国が崩壊していく時期であり、そのなかでベトナムの指導者は、強まる民主化への国内外の圧力を受けつつ、「国家は何をしなければならないのか、如何にして市場メカニズムの運用を容易かつ有利なものにして、経済成長に大きな効果をもたらすのか」ということと、同時に、「社会主义的な方向性を維持しつつ、如何にして市場経済化によってもたらされる悪影響を最小限に制限し阻止するのか」という問題への解答を真剣に模索するようになったのである。第7回党大会で承認された「党綱領」<sup>(3)</sup>は、当時の指導者が出したひとつの結論であるが、それはまさに「国家の進むべき道」を長期的な視点から示したものであり、現在もその意義を失っていない。

2004年初頭の現在、ベトナムがWTO早期加盟（2005年を目標）を梃子に経済成長を促進し、国際社会の一員として国際経済・政治に積極的に関わっていこうとする姿勢の原点といって差し支えないと思う。同時に、一党支配のもとで国家機構改革と独自の民主化を進めようとする枠組みは依然として堅持されている。

ベトナムの政治・経済体制変革を長い時間の流れで捉えれば、ドイモイは依然として過渡期であり、その枠組みには大きな変更はなかったといえる。しかし、1991年という時点と、現在という時点、この二つの時点の比較でみれば、そこにはドイモイの質的変化（発展）を見ることが可能である。

経済面でみれば、この間に1人当たりGDPは1991年の220米ドルから2002年には430米ドル程度まで成長し、ベトナムの人々の生活は確実に豊かになっている。この間の過程を振り返れば、1994年の中間党大会では、初期ドイモイが一定程度の成功をおさめ、次の発展課題、すなわち国の工業化・近代化によるキャッチ・アップに向かうことが明らかにされ、これ以後、アメリカとの国交正常化（1995年）、ASEAN加盟（1995年）、APEC加盟承認（1997年）

と続き、ベトナムの国際経済関係は拡大してきた。国際環境で孤立していた状況とは、全く違う。おそらく、1991年時点と現在を比較して決定的に違うのは、対外開放のレベル、すなわち地域統合からWTO加盟までを射程に入れた国際経済社会への参加、すなわちグローバル化に主体的に取り組まざるをえなくなったことであろう。

2001年の第9回党大会は、「社会主義を指向する市場経済」という表現で市場経済化を深化させることを確認し、経済の発展とキャッチ・アップに对外経済関係をさらに拡大、深化し、国際社会に主体的に関わっていく意思表示であった。この党大会において、ベトナムは国家として、国際経済への参加度を高めることを明確にし、それとともに市場経済化のスピードアップとレベルアップの路程を明確にした。これは、ベトナムの持続的な経済発展に外国との貿易・投資関係の拡大が不可欠であること、国際経済統合への参加が後戻りできない選択だということを、党も国家も認めたことを意味する<sup>(4)</sup>。これ以後、米越通商協定の調印（2001年末）、AFTAへの参加度を深め、2005年にWTO加盟することが喫緊の課題となっている。WTO加盟は、自由な経済取引を前提とした市場制度整備を資格要件としている。そこでは、貿易・投資などの経済分野の制度だけでなく、对外取引から生ずる紛争を処理し法の執行が担保される司法制度まで要求されることになる。

2001年の第9回党大会後、2002年1月の国会で憲法が修正・補充された。ここでは、一党支配の継続が再確認されたうえで、すでに1991年段階の党綱領に明示されていた三権分業（phan cong）体制下での立法、行政、司法の権限と任務の明確化が条文に明記された。その後、この修正憲法の方向に沿って、各国家機関組織法が次々と改正され、さまざまな行政、司法分野での改革が展開されていった<sup>(5)</sup>。この事実は、1992年憲法体制下で先送りされてきた国家機構改革が再び本格化したことを意味するとともに、ベトナムが「工業化・近代化」を進め、国際社会に積極的に参加するためには、国家機構改革が必要であるとの認識を強めたことをも意味する。経済面での法整備も、貿易、投資、知的所有権、競争などの分野、さらに金融、民事取引に関わる分野の

法整備が準備され、一部は制定され施行に至っている。これら一連の動きは、ベトナムが国際社会から法治国家として広く認知されるために必要な行為であったと位置づけられる。

WTO加盟がベトナムに迫っている制度変更は、アジアの遅れた移行経済国ベトナムの市場経済化を加速するだけでなく、行政、司法という国家機構にも影響を及ぼし、単に形にとどまらない国際スタンダードでの履行を迫るがゆえに、ベトナムの経済・政治両面からドイモイ体制に関わる問題をはらんでいるのである。さらにいえば、情報公開、制度の透明性の要求が、ベトナムのドイモイ体制の不透明な部分を開示していく可能性を秘めており、その意味では、ベトナムの現段階は大きな転換期の序幕ともいえよう。

2001年以後のベトナムはグローバル化に向かう急速な流れのなかで、政治的安定と経済成長の両立を基盤とするドイモイ体制をいかに維持するかという、深刻な課題への対応を模索している状況にある。本書のタイトルを「国際経済参入期のベトナム」とした理由もここにある。

本書は、「ドイモイ」と称されるベトナム固有の政治・経済・社会を包括する体制変革が、経済の国際化と自由化に直面している現在、どの段階にまで変化が及んできているのか、変化しない部分はどこなのか、体制内に矛盾を生み出しつつあるのかどうかを検証することをひとつの目的にしている。我々の研究の独自性は、ドイモイ後の経済社会変化が、現実にベトナムで生活を営み、ビジネス活動をする人々にとってどのように関わっているかということを意識している点にある。これらの検証作業を通じてドイモイの現段階と限界を明らかにすることが、ベトナムの開発に対する理解と今後の開発援助研究に貢献することであると考えている。

## 第1節 本書の構成

本書は3部構成とした。第1部は、国際経済統合への参加を進めようとし

ているベトナムで、急速な経済制度の変化が、産業構造にどのような変化をもたらしているのか、その経済社会へのインパクトを論じることを共通課題としている。周辺アジア諸国の経済発展レベルにキャッチ・アップすることを目指して市場経済化と対外開放を一段と加速しているベトナムで、何が変化したか、あるいは変化しなかったか、経済発展（＝市場経済の発展）が新しい問題を生み出しているのかどうかを工業と農業について分析した。さらに北部の開発の遅れた農村部で市場経済化の影響がどのように及び、そこから生ずる「市場の失敗」とそれに起因するリスクへの対応が伝統的社會の「しくみ」により緩和されているケースを考察し、急速な経済システムの変化とその社会的対応という視点からベトナムの市場経済化への評価を試みた。

第2部では、ドイモイ路線によるベトナムの経済面・社会面の変化を、政治・行政の面から捉え直すことを意図した。本書では、ドイモイ下における政治体制改革と行政の現状を、行政改革との関連で多面的に分析することを目的とした。行政改革を取り上げた理由は、経済・社会面の変化は、当然のことながら政治・行政面での変化を促し、それが行政改革を推進しなくてはならない圧力となっているからである。ここでの主眼はそれが現実にどのような改革であったのか、それによって中央・地方の関係、地方レベルでの行政、特定部門（nganh）の行政がどの程度変化したのか、変化はどの面で進んだのか、どの面で進まなかつたのかということを、総括することにある。本書では、現在に至るまでの行政改革の過程を検証すると政治体制変革の枠組みには大きな変化がなかったものの、2001年の「包括的行政改革プログラム」策定後、政府指導のもとで行政改革が、総じて「新たな段階に入った」と評価できるほどに質的に転換されつつあることが明らかにされている。

第3部は、ドイモイによって国際的孤立から脱し、国際社会の一員として対外関係の拡大を図っているベトナムを論じている。ここでは、国際開発協力という面から、二つの問題を取り上げた。ひとつはベトナムへの国際開発援助問題、すなわち援助する側と援助される側（ベトナム）の間に開発に対する認識の相違が存在している問題である。貧困層を認定する基準の違いは、

ドナーとベトナムの開発に対する認識の違いであること、そこからベトナムの国際開発協力への関わり方と国際開発援助戦略のあり方を検討した。二つ目の問題は、ベトナムとASEANのサブ・リージョン開発に関わる国際協力関係である。ここではベトナムがメコン川流域(GMS)開発に自国の経済的利益と国際政治的影響力の確保に向けて積極的に関わっていく状況が示される。GMS問題は、ベトナムだけでなく、本研究会を組織する土台となっている「CLMV開発展望事業」全体に関わる側面も有している。第1部、第2部がベトナムを国レベルの発展で捉えているのに対して、第3部はドナーと被援助国の関係、地域開発協力の枠組みのなかのベトナムを論じている。

## 第2節 市場経済化を伴う経済開発と国際経済統合への取組み

ベトナムの経済開発と市場経済化は分かちがたく結び付いている。ベトナムのドイモイは、国家全体としての貧しさから抜け出すことを目的とする指令経済体制に市場原理を導入して経済効率を高め、経済成長を実現していく試みである。市場経済化の効果は、その後の経済成長に示されている。1992年以後1997年まで8%を上回る成長を持続し、アジア経済危機の影響を受けた1998～99年期でも5%の成長を維持し、その後は回復基調に戻り、2002年、2003年は7%台を達成している。この間、極端なインフレを生じることなく、開発支出を増やしながらも財政赤字をGDP比5%内に収め、慎重な管理下で大きな為替変動もなく、貿易収支は赤字拡大基調にあるとはいえるが輸出が増加し、国のマクロ経済管理下で安定した成長実績を示してきた。対外経済面では、越米国交回復（1995年）、ASEAN加盟（1995年）とそれに伴ってAFTAの貿易自由化に従った関税引き下げ、数量規制の段階的撤廃も進め、さらに越米通商協定の調印（2001年末）、日本との二国間投資保証協定の調印（2003年）など、対外開放と貿易・投資の自由化が着実に進展した。現在は2005年にWTO加盟することが差し迫った目標となっている。

## 1. 市場経済化・工業化と産業構造変化

市場経済化と工業化の進展は、ベトナムの産業構造に変化をもたらしつつある。人口の7割以上が農村部で生活し農業国というイメージが強いベトナムであるが、GDPに占める農業の比率は下降しつづけ、対照的に工業が強い成長を続け、工業の経済発展に果たす役割の比重が一段と高まっている。1990年の部門別GDP構成は、農林水産業が38.7%，工業建設が22.6%，サービスが38.5%であった。その後の変化は、農林水産業が1995年に27.1%，2002年に22.9%へと下がり、対照的に工業建設が22.6%（1995年），38.5%（2002年）となり、工業建設が最大部門となっている。2003年の速報値では、工業建設部門が40%に到達したと報道されており、工業化政策の進展が産業構造を大きく変える時期に至っていることを示している。

ベトナムは、1994年の中間党大会で「工業化・近代化」を国の開発目標に掲げ、その後もこの目標に向けて開発努力を続け、2020年に工業国入りすることを長期目標としている。「工業化・近代化」は、狭い意味での工業化ではなく、経済のすべての分野にわたる工業化であり、近代化である。したがって狭い意味の工業だけでなく、農業・農村も工業化・近代化の対象であり、貿易自由化の時代に競争力ある産業構造に転換する課題を負っている。とりわけ、人口の75%（2002年）が農村に集中しているベトナムにおいて、農業・農村の開発は複雑な問題を抱えている。国際競争力ある農業を目指す生産構造と生産形態の転換は、土地集約と並行して土地なし農民を発生し、それが農民層再分解を加速化しつつある。工業化は、経済のキャッチ・アップのみならず、農業で生計を営めなくなった人々の雇用の受け皿としても重要な課題なのである。こういう時期にあって、ベトナム経済は、急速に進む貿易自由化、それに伴う市場経済化に対する外圧の高まりにいかに対応していくかが課題となる。貿易・投資の自由化が外資の流入、貿易拡大を導き、成長路線を継続する道につながる可能性は大きい。しかし他方で、ドイモイ体制の

基本である「国家によるマクロ経済管理」、言い換えれば、国有経済セクターと集団経済セクター（現在ではほとんど実体がないが）が主導し、国がモノの需給調整に関与し市場管理を行っていく経済面のドイモイの基盤を危うくしていく可能性もある。そういう面では、黒猫でも白猫でも鼠をとればかまわないと割り切った中国とは違う問題を抱えている。それは分断国家の時代を経験して、統合したとはいえ民族の独立・自立とそれを支える政治的安定が最大課題のひとつとして存続しているベトナムの特殊事情によるものであると思われる。

## 2. 工業分野における変化と課題

ベトナム工業は生産量だけでなく生産品目、生産地域の面で拡大した。この間の変化は、持続的成長、点から面への拡大、製造業の多様化に要約できる。工業化路線は、貿易自由化の進展と近い将来のWTO加盟を条件として、従来の輸出指向と輸入代替のミックスから輸出指向を基調とする工業化路線にシフトしつつある。キャッチ・アップのために工業の近代化と先端産業技術導入の必要性がさらに増し、外資主導の輸出指向工業化が基本路線となりつつある。当然、工業の生産主体という面でも、外資の役割が大きくなってきた。それと同時に非国有セクター（純粋の民間セクターだけでなく、国有と民間の混合セクターも含む）の成長が生産主体（=企業）の多様化を示している。生産主体の多様化、すなわち国有企业に代わる新しい生産主体を発展させている要因は、二つある。ひとつの要因は、多所有経済制度を前提としつつも、所有形態の違いを超える共通の企業活動環境を作り出すことを目的とする企業と関連する経済分野の諸制度改革である。もうひとつは市場の拡大・発展である。これには、経済の国際化により拡大した海外市場と経済発展がもたらした国内市場の成長が含まれる。国際市場を通じた情報、技術、経営ノウハウなどの移転が進むとともに、国際市場での競争が企業の経営能力を高めている（第1章）。

他方、外資主導の輸出指向工業化が大勢を占めるなかで、「国際競争力のある輸出指向労働集約的産業と保護に依存し競争力のない内需型産業」という枠組みにとらわれない、国内需要の拡大と競争に牽引された地場企業発展もすでに始まりつつある。本書では、このダイナミックな展開過程をプラスチック産業のケースで示している（第2章）。

プラスチック産業のケースでは、1990年代初期から消費財としての日用雑貨をはじめとする内需の拡大が、起業の契機となり産業の成長を牽引した。この発展の理由には、ホーチミン市において1960年代に一定程度の産業基盤を形成していたこと、消費財の性格が強かったがゆえに国の基幹産業に位置づけられなかったこと（換言すれば、国の厳しい管理下になかったこと）、1980年代末からの民間セクター企業に関する企業法の制定がプラスチック製品製造企業の復活に貢献し、さらに1999年の統一企業法が第2世代のより資本規模の大きい民間企業の参入を導いたことがあげられる。第2世代では、産業の発展度を反映して、既存企業の再編による新企業の設立、あるいは外資系企業への中間財供給など新たな顧客と需要に対応した事業の新設が注目される。それとともに、市場と流通システムがそれなりの発展を伴い、まだ低技術レベルであるとしても金型産業を生み出していく発展過程を確認できた。市場の拡大、企業の参入、流通システム、関連産業の形成は、相互にリンクしながら発展してきたのである。それだけでなく、ホーチミン市の企業協会(VSPA)が海外市場の開拓に着手し、いまや輸出産業に成長しつつある。ダイナミックかつ自然な産業発展のプロセスといえるだろう。

しかし、内需主導産業の発展にはまだ多くの問題が残されている。第1に、今後、内需型産業が外資への製品供給や輸出を通じて市場を拡大し、国際競争力の向上を図っていくうえで、プラスチック部品を必要とする各種機械産業の発展、外国投資の展望が密接に関係している。第2は、低価格で安定的な原料調達の問題である。これは貿易自由化のもとで、ベトナムに資本集約的な川中・川上部門の産業を育てる条件が整うのかという問題と関係する。さらに、原料流通における投機の発生、企業間取引に伴う信用リスク、品質・

納期の不確実性など、流通や企業間取引に関する新たな補完的制度の必要を生み出している。これらは、プラスチック産業に固有の問題ではなく、内需型産業に共通する問題であり、原料調達についていえば外国投資主導の産業にも共通する問題である。

ベトナムの工業部門で芽生えつつある変化は、経済の成長と対外開放による市場の拡大によって、ベトナムの市場経済が「低発達性」から抜け出してはいないが、そのなかにおいて着実に進化しつつあることを示している。急速なグローバル化の進展が、ベトナムの産業にどのようなインパクトを与えていくのか、国際分業体制にどのようにして参入していくのか、新産業、地場産業の発展可能性はどうなのか、今後、実態調査に基づいた産業研究・企業研究の必要性がさらに高まることを指摘しておきたい<sup>(6)</sup>。

### 3. 農業分野における変化と課題

農業では、1990年代前半の米を中心の農業構造から海外市場を目標にした多様な商品作物生産とその輸出へと転換が進みつつある。米、コーヒーは、国際市況においても大きな影響をおよぼす地位を占めるに至り、同時に国際市況が生産者に直接的影響を与えている。経済の国際化により、ベトナム農業は、国際市場での価格・品質両面での競争力強化、付加価値向上が課題となった。国際競争力ある農業発展という課題に対し、ベトナムでは農産品の契約栽培（農産物販売契約）、新型農業合作社構築の試みにみられるように、安定した農業生産を保証する制度整備が始まっている<sup>(7)</sup>。国際市場での競争を前提として、耕作単位規模の拡大による集約的商業生産が政策的重點となっている。

農林・水産部門での集約的商業生産の生産主体は、私営大規模生産農場（チャンチャイ）であり、国は国策としてこれを進めようとしている。ここで、ベトナムの土地制度が阻害要因となってくる。1993年土地法は、全人民所有と農民に公平に農地を割り当てる大前提とし、耕作面積の上限を定め

てきた。しかし、現実には、土地法の規制をかいくぐり、実態として農地規模の拡大が行われており、とくに南部メコンデルタで法と実態の乖離が著しい（第3章が実地調査に基づいて詳述している）。この実態の裏の面が、富裕農民層の復権と「土地なし・土地不足農家」の増大、すなわち急速に進んでいる「農民層の再分解」である。この背景には、南部で土地付与面積上限、土地使用目的の変更などの管理において「地方政権独自の土地政策」が実施されてきたことがある。事実上の地方分権が行われていたのである。土地管理政策と農業発展、そこから生ずる土地なし農民あるいは貧困の問題、農業・農村開発が経済的側面だけでなく、社会的にも大きなインパクトをもたらす問題となっている。

このような状況のもとで、国家の農地管理問題の複雑な様相が浮かび上がってくる。土地管理機関による恣意的な土地使用権の付与、その転貸によるレント収奪に象徴されるように、土地管理者（国）の権限に絡む利権の問題である。2003年に改正された土地法では、農家の農地使用権付与面積の上限規制は従来どおりとされたものの、チャンチャイ経営に関しては、先述した付与面積上限規制が緩和されただけでなく、その正当な使用を公認した。新土地法が、チャンチャイ経営を行う新しい農業経営主体の育成を意図したこととは明白であるが、土地管理を行う国家管理機関がその本来の目的に沿って土地管理を行う状況にないことを、重要な問題として指摘しておかなければならぬ。すなわち、全人民所有という建前と土地管理にあたる行政の腐敗が克服すべき深刻な課題となっている。この問題は農地にとどまらない。土地使用権が「商品化」され、不動産市場で取引される局面において、急速に進んでいる都市開発、地方の工業団地建設計画にも共通する新しい問題であり、形式上の全人民所有と土地管理機関である地方行政、実態としての共同体による土地管理（第4章でもその一端が示されている）が、不動産市場という新しいマーケットとどのように折り合っていくのかという「社会主义を指向する市場経済」の根底的問題をはらんでいる。

#### 4. ベトナム市場経済化に関するひとつの評価

南部メコンデルタでは、土地使用権の売買あるいは転貸という方法で土地集積が進行したが、北部では交換分合あるいは「耕地の交換・集中」を通じて進められている（第3章、第4章）。これは、南部と北部での市場経済化の速度の違いを示すだけでなく、そこにおける社会、文化、伝統的価値観の質的相違を示すものもある。本書第4章は、北部・紅河デルタ地域の農村の市場経済化を通じて、ベトナムの市場経済化の評価を試みている。ここでは「均等主義」に基づく耕地配分方式の精神が存続していること、それが「(1)‘均等主義’が同地域の市場経済の低発達性、したがって‘市場の失敗’に起因する‘リスク’を最小化する‘制度・しくみ’のひとつでありうこと」を論じ、「(2)その源泉が恐らく同地域の農業慣行＝社会慣習・文化に求められる」としている。これが意味するところは、市場経済化が進行しつつある北部農村社会において、社会的弱者の生活基盤の保障が、公的制度によるのではなく社会（＝伝統的相互扶助制度）によっていること、言い換えれば、市場経済化の影響が農村部、発展の遅れた地域に浸透していく過程で、「市場の失敗」が社会的弱者に与える負の影響を緩和する制度として、期間と程度を限定して、伝統的社会に存続する「均等主義」の機能が評価できるのではないかという問題提起である。均等主義については、ベトナム国内でも評価が分かれる。党・政府のイデオロギー・学者の若干からはその非効率性、不合理性が批判されてきた。ドイモイ後の耕地の交換・集中はこのような見方から進められてきて、均等主義は「かつての計画経済・集団農場システムの‘残りかず’とみなされてきた。他方、社会学者の眼からすると、「かつては（複数の）行政村の規模への拡大が試みられた集団農場がドイモイの開始以来ムラ・レヴェルのそれへと‘回帰’しつつあるのと同様に、ムラ＝自然村が公然と‘復興’し‘再生’してきたことの一表現なのである」ということになる。

第4章は、経済面のドイモイ（＝市場経済化を伴う経済開発）が、「急速な」過程であり、その遂行に際して「所有形態の‘急速な’転換」が重要であるという認識において、世銀・IMFに代表される国際開発援助の潮流と共産党イデオロギーに共通する部分があることを指摘する。この共通性のもとで、集団農場時代にも均等主義が存続し、新しい開発路線のもとでも今なお存続する均等主義の意義を、急速な制度変化がもたらすリスクを緩和する効果をもつという意味での経済的合理性と社会文化的側面から捉えなおしている。

### 第3節 行政改革をとおして見た行政・政治体制の現状と展望

上述のような経済面・社会面の変化は、当然のことながら政治・行政面での変化を促してきた。また、同時に、政治・行政面でのイニシアティブによりもたらされた側面もある。換言すれば、経済のドイモイと政治のドイモイが両輪となって生じた変化といえよう。しかし、この両輪によってもたらされたとはいえる、1980年代末から1990年代初めにかけての「社会主义陣営」の崩壊により、その後、政治のドイモイは政治的安定こそ経済発展の基礎であるという論理のもとで慎重に進められてきた。その傾向は今日でも基本的に変わらず、国民の多くも経済発展というドイモイの果実を得て概ね支持してきたといってよい。果たして、このような国民の支持が市場経済化、グローバル化が進展していくなかで今後も得られるのであろうか。また、支持を得るために党、政府指導者はどのような問題を政治・行政の課題としてとらえ、その問題を克服しようとしているのであろうか。このような問題意識のもとに、本書第2部では行政改革に関連する4本の論文が編まれている。

#### 1. 党・政府が掲げる行政改革の四つの内容

ベトナムの行政改革の課題は多岐にわたるが、2001年9月からベトナムで

展開されている「包括的行政改革プログラム」では、その全般的目標を「党的指導のもとにおける社会主义法權国家を建設するという原則に基づいて、行政を民主的で、清廉かつ強固な、専門的・近代的で、効果的な活動のできるものへと改善し、国家の建設・発展事業の要請に応えられる品格と能力を有した幹部・公務員を育成すること。そして、2010年までに基本的に社会主义指向の市場経済を管理できる行政システム (he thong hanh chinh) に改変することである」と述べている。そして、その目標達成のための具体的な内容を四つの主要な内容、すなわち「行政制度改革」、「国家機関の組織改革」、「幹部・公務員問題」、「財政改革」にまとめて論じている。

「行政制度改革」では法整備や行政手続きの改善、「国家機関の組織改革」では行政の統一的管理と効率的管理に資する国家機関の組織再編と簡素化、権限の明確化、「幹部・公務員問題」では幹部・公務員の削減と質的向上、「財政改革」では地方分権化の推進、予算の透明性確保、財政負担の軽減などが中心的な課題であるが、この四つの内容には全22項目（62小項目）にわたる課題が提示されている。これらの課題のなかには、中央の行政機関に関するもの、地方の行政レベルに関するもの、さらにはある行政部門に関わるものまで含まれており、一見、相矛盾するような内容まで含まれている。

そこで、本書では、行政改革の現状の包括的な検討と、中央と地方の各行政単位レベルにおいて実施されている行政改革の検討を行うとともに、特定の行政部門を対象に行政の実態を把握することとした。

## 2. 現行の行政改革に対する包括的な評価

それでは、行政改革の現状はどのように評価しうるのであろうか。第5章はこの問題に正面から取り組んだ論文である。ここでは、まず、ベトナムの党・政府指導者の認識に従って行政改革の四つの主要な内容について検討され、加えて末端の行政レベルである社レベルの改革が検討される。そして、「包括的行政改革プログラム」策定後、政府指導のもとで同改革が、総じて

「新たな段階に入った」と評価できるほどに質的に転換されつつあることが示されている。具体的には、「行政制度改革」については、法整備が市場経済化の推進という方向で加速されていること、「国家機関の組織改革」については、中央省庁同士の統廃合の段階は終了し、組織内部の再編段階、典型的には「多部門、多分野担当組織の形成段階」に入ったこと、さらに組織相互間の権限、任務、責任のいっそうの明確化段階に入っていること、「幹部・公務員の削減、質的向上」については、対象を絞った公務員の削減、採用と昇進の厳格化、公務員研修の強化がみられ、事業職の削減強化はまだ実現できていないがその方向性を維持していること、「財政改革」については、この項目自体が新たに設定されたことに意味があるが、課題とされる分権化の推進、予算の透明性確保に具体的な成果が出始めており、財政負担軽減の観点から公共サービス機関の財政管理が進められようとしていること、などがあげられている。また、社レベルの行政改革でも「民主主義規則」の展開過程にみられる行政手続きの改善、社レベルの幹部（専門職員）の公務員化による組織改革、公務員の研修制度強化（財務担当職員に対する）にみられる公務員の質的向上への具体的政策、予算法などにみられる「社レベルの財務強化」などがみられ、末端行政組織への関与が強まっていることなどが指摘されている。

そして、このような検討を通して、今日の行政改革が第9回党大会で示された「市場経済化の促進」という方針に基づいて、厳しい予算制約のあるなかで、「行政」が担うべき問題を限定しつつ、同時に、中央政府に集中しがちな業務を地方分権化によって軽減するとともに、行政の透明性を拡大しつつ、国民、あるいは地方のもつ能力をできるだけ動員していこうという方向性で進んでいると結論づけている。

続く第6章では、「包括的行政改革プログラム」で新たに加わった「財政改革」の一部でもある予算制度改革からみた中央・地方関係を分析している。ここでは、1990年代半ば以降に制定された三つの新旧予算法を資料として、中央・地方関係の制度的な変化が論じられ、ここでの最も重要な特徴として地方分権化の促進が指摘されている。また、2002年にハノイの財政出版社

(Nha xuat ban Tai chinh) から公刊された『国家予算：2000年決算と2002年予算』<sup>(8)</sup> で公表された中央予算・地方予算単位別決算書を資料として、中央と地方の関係が実態としてどのようにになっているのかを具体的に示し、地方が中央の補助金に依存している姿が描かれている。2004年から施行されている新予算法で示された地方分権化の実態は、その決算書が公表される2006年初頭まで検証不可能であるが、今後、2004年決算書が発表された際に、何が実際に変化したのかを見極めるうえで必要な資料が提供されることになる。1996年に予算法が初めて制定されたこと自体、ベトナムの行政改革が進んできたことを示すものであるが、同時に、2001年の決算書公表の際に、軍事費と同様に、行政透明化の推進役であるベトナム共産党の予算執行状況が公表されなかつたことは、今日進められている行政改革の限界を示しているといえよう。

### 3. 地方レベルにおける行政改革と政治状況

ベトナムにおける地方行政を考える際には、財政基盤や共産党の政治基盤の地方格差（第5章、第6章参照）を無視することはできない。そのようなことをも念頭に置きつつ、本書では「省レベル」（日本の都道府県に相当）と「社レベル」における行政改革について検討した。省レベルの行政改革については、ハノイ市を対象に第7章で、社レベルについては事例研究ではなく全体的に第5章後半で検討した。

第7章では、ハノイ市における行政改革の全体像が描かれている。同市で推進されてきた行政改革は三つの段階に区分できることが示され、そのうちの第1段階、第2段階、すなわち、1995年から2000年までの行政改革について詳しく考察している。地方（省レベル）における行政改革の事例研究として本邦初の試みであるが、ここでは、他の省レベルを考察するうえでも不可欠な重要な資料が紹介されている。

また、行政改革に関する中央の決定事項が、ハノイ人民委員会を中心に具

体化されていく政治過程が克明に描かれ、その内容と成果や課題が示されている。行政改革の内容については、行政手続きの改革から始まって、行政制度改革、行政組織改革、公務員の養成など次第に厚みをもってきていることが指摘される。ここでは、ハノイ市の行政改革関連の文書が、中央レベルにおける行政改革の文書に酷似した構成であり、成果、あるいは、その改革に対する評価方法までもが、中央のものに類似している点がほぼ確認できた。このような文書の作成は県レベルでも、社レベルでも行われていることが推測されるだけに、地方政治の状況を考えるうえで多くの示唆を与えている。また、行政改革の成果については、行政改革の課題を示す文書もより包括的、具体的になってきている事実を指摘し、これは以前からの課題を未解決のまま引きずりつつ、またさらに新たな問題が現在取り上げるべき課題のひとつとして、顕在化し、課題リストに加わってきていているにすぎないのではないか、と結論づけている。

そして、今後の課題として、ハノイ市においてはとくに土地、家屋、投資など経済開発、人々の生活に絡む分野について、改革の圧力が強まることを予測し、改革自体が包括的なプロセスとならざるをえないとしたうえで、当局者が断固とした政治的意思をもって、それぞれの既得権益の喪失を恐れることなく、ひとつひとつの問題に取り組み、ひとつひとつの問題を解決していくこと、そして、それらの経験を孤立させず、有機的に連関させ、大きな行政改革推進エネルギーの核を形成していくことが重要であると論じている。

次に第5章の後半で検討した社レベルの行政改革についてであるが、ここでは、まず、全国に1万以上存在する社レベルの行政単位が、多様であり、他の行政レベルよりは党・大衆団体の果たす役割が大きいという特徴が述べられた後、今日、市場経済化のなかで増大してきた行政事務の処理能力の向上と、その市場経済化に不可欠な政治的安定に資する諸措置が行政改革の主要な課題になっていることが示される。そして、「包括的行政改革プログラム」実施以降の行政改革の展開が、具体的に検討される。ここでは、2003年における「社レベルにおける民主主義規則」制定運動を発展、継続するとの

決定は、国民の行政に対する不満を和らげ、社レベルにおける行政の透明性を高め、健全化を図るうえで重要な施策であること、また、同時に決定された幹部の公務員化が社レベルにおける幹部の経済的基盤を安定させ、幹部を養成していくうえでプラスに作用する施策であったことなどが紹介されている。そして、このような行政改革の展開は、民主主義規則の実施状況、幹部の公務員化の過程をみるかぎり、時間をかけて徐々に進行させているように思われるが、「包括的行政改革プログラム」実施以降の行政改革の展開は、党・政府指導者がこれまで以上に社レベルにおける国家機関の機能強化に積極的になっていることを示していると同時に、その必要性が生じている点で歴史的な意義をもっている、と論じている。党・政府が、社レベルに対して直接的に関与を強めようと試みたことは過去にもあった。農業集団化の過程がその典型である。しかし、それは国民からの支持を得られず失敗した。それに対して、近年の社レベルにおける国家機関の強化は、市場経済化のもとで発生した行政上の失敗、あるいは、市場経済化を円滑に進めるうえでの必要性に促されて実施されている側面が強い。もとより、社レベルにおける国家機関の強化が行政の肥大化に終わる危険性がないわけではない。しかし、行政の透明化はそれを抑制する作用をもち、その透明化はベトナム経済が国際経済との関係を深化させればさせるほど求められていく、と述べられている。

#### 4. 特定行政部門の行政改革と政治状況

ベトナムの行政を分かりにくくしている理由のひとつに、「二重の従属」<sup>(9)</sup>（ベトナム語で〈song trung truc thuoc〉、第7章では「二重の直属性」と訳されているが同義である）という問題がある。地方における特定の行政部門（教育、医療、などなど）では、当該地方の行政委員会および対応する中央省庁（ないし上級の同部門機関）の双方に責任を負い、行政委員会は上級政府の対応する機関と同級の議会の双方に責任を負うという仕組みである。

第8章では、初等教育行政分野を事例として、この「二重の従属」の原則のもとで、地方がどの程度中央に「従属」しており、どの程度自律性をもっているのか、言い換えれば、「部門別管理」と「地域別管理」は具体的にどのように調整されているのかを検討することにより、ベトナムの地方行政の仕組みの一端を明らかにしようとした。

ここでは、以下の三つの点が結論として示されている。第1に、省級と県級の間の任務・権限配分については、制度上は比較的明確に規定されていても、実際は地方により異なっていることがあること。第2に、計画策定や予算配分の仕組みをみると、制度自体が一定の枠内で地方の決定権を容認する構造になっているように見えること。第3に、人民委員会の専門機関の人事権の所在については、省級では同級人民委員会が専門機関の幹部を任免しているのに対し、県級では省級行政機関（人民委員会または同部門の専門機関）が県級専門機関の幹部を任免しているケースがみられ、人事権の所在の地方による違いがどのような要因に基づくものであるか、行政事務の遂行上どのようなインプリケーションをもつかは明らかでない。しかし、人事権の所在が専門機関の帰属意識に影響を与える可能性はあるように思われること、である。

初等教育行政を事例として分析した結果と同様、「二重の従属」という現象は分野によっても地方によっても非常に大きな多様性があるのであろう。そのような限界に留意しつつ、検討の結果を援用すれば、特定行政部門の政治状況は以下のようになるかと思われる。第1に、人事権の所在が専門機関の帰属意識に影響を及ぼす可能性である。第2には、「二重の従属」原則のもとでも、個々の状況において「縦の従属」か「横の従属」のいずれかが優先する傾向があり、(制度上は「横の従属」がやや優位であるようにもみえるのに対し,)どちらが優先するかは同一部門でも必ずしも一律ではないという可能性を示唆していることである。

第8章の意義は、行政改革の中心課題のひとつである権限の明確化という問題に対して、ひとつの事例を示したことである。ここで権限配分の多様性

がいわれていることにより、この問題の解明にさらに多くの事例研究の積み上げが必要となると思われる。そういう研究の端緒として意義づけられるし、行政改革の課題として容易に解決できる問題でないことを示している。

## 5. 行政改革の現状からみた政治体制改革の展望

最後に、行政改革の現状とそれがもつ今日的な意義を、ベトナムにおける政治体制変革のなかに位置づけてみたい。そもそも、ベトナムの行政改革はベトナム共産党の一党支配体制のもとで社会主義体制を維持しながら、市場経済メカニズムの運用を如何に有利なものにして、経済の発展を図るのか、という問題から発想されたものであり、今日もなおこの発想には変化がないと考えてよいであろう。その意味では、ベトナムの行政改革の課題には大きな変化がないといえよう。すなわち、一党支配体制のもとで社会主義体制（プロレタリア独裁の体系）を維持するということとの関連では、一党支配体制のもとで生じやすい幹部・公務員の腐敗、汚職、権力の乱用を如何にして抑制するのか、プロレタリア独裁と民主集中制という組織原理から生じる「二重の従属」関係を如何に整理するのか、社会主義経済セクター（国営経済セクターと集団経済セクター）と非社会主義経済セクター（個人経済セクター、資本主義的経済セクターなど）との関係を如何に新たに築くのか、その新たな関係に適合した行政機構を如何に形成するのか、そして、何よりも、そのような「社会主義指向の」市場経済を指導する能力をもった幹部・公務員を如何に育成するのか、といった問題は当初から大きな課題であり、いまなお大きな課題であり続けている。それは、ベトナムの党・政府指導者自身が認めているように、これらの問題に対して高度な意見の一致をみていないからである。1990年代初頭においては、ベトナムの党・政府指導者にとって、「国の歩むべき道」の模索、行政改革は一党支配体制、社会主義体制の存亡に関わる問題であった。しかし、今や、ベトナムは国際社会に完全復帰し、東南アジアにおいて随一の経済成長を遂げており、行政改革は死活的な問題ではなく

なっている。その意味で、党・政府指導者にはさまざまな実験を試みながら、国内のコンセンサスを得ていく時間的余裕がある。政治体制変革も同様である。ベトナムではプロレタリア独裁の体系と民主集中制という二つの組織原理に基づく統治機構が依然として維持されており、現在進行中の行政改革は市場経済化とグローバル化を背景として「新たな段階」に入ったとはいえ、「政治体制改革」を直ちに進展させるほどの原動力とはなりえず、当面は国家機関相互間の機能、権限、任務の明確化とそれぞれの機関の効率的運営ならびにその主体となる幹部・公務員の時代の要請に応えた育成にとどまり、上述のような課題を試行錯誤しながら進行していくのであろう。

#### 第4節 國際開発協力へのベトナムの関わり方

第3部では、国際的孤立から脱して国際社会に復帰したベトナムが、現在、国際開発協力にどのように関わっているかが研究の軸である。ここでは、貧困削減戦略とメコン川流域（GMS）開発について、ベトナムの国際開発協力への取り組み方を論じた。

##### 1. 国際開発援助協力における被援助国としてのベトナム

ベトナムの「包括的貧困削減成長戦略」（Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy: CPRGS）は、ベトナム政府とドナーの間で交渉し、一定程度の合意が成立しているというのが、一般的の認識であり、実際、CPRGSに盛り込まれた改革目標は、ベトナムの党大会が決定した内容と一致する部分が多い。しかし、現実に展開されている貧困削減政策の方向、内容さらにその評価基準を分析すると、両者の思惑が一致していないことが明らかとなる。

第9章では、ベトナム独自の貧困削減政策とCPRGSという二つの貧困削減政策が並存して実施されていることに着目し、ベトナムの指導層が「貧困」

および「貧困削減」をどのように認識してきたか、どのような政策に貧困削減に貢献する意義を認め、開発戦略のなかで正当性を与えてきたかを分析している。ベトナムの貧困削減政策は、その時々の経済・社会的状況に応じて、また、国家の発展戦略のなかでの位置づけを意識して変化してきた。1990年代初頭から現在までの変化をみると、急激な経済社会状況の変化により、顕在化してきた所得格差問題に対する党指導部の認識の変化を示している。貧困の対象は、1990年代前半期までは農村の貧困であったが、1990年代後半には経済発展の恩恵を受けない特定の未発展地域、とりわけ山岳地域・少数民族地域の問題に変化していることが明らかにされる。第9回党大会では、明確に「成長戦略と切り離した社会政策」に位置づけられ、市場経済化の急速な進展を想定した位置づけとなる。

他方、ドナーとの関係においては、ミレニアム・サミット以後、「貧困削減」は開発援助を与えるための開発戦略文書の作成というコンディショナリティの色彩を帯びてきた。言い換えれば、ベトナムは、「ドナーから援助を引き出すために『近代化・工業化』を志向していたはずの現5カ年計画の内容をほぼ踏襲したCPRGSを作成し、ドナーコミュニティに承認されることにより、貧困削減の名のもとに自国の開発戦略の独立性・自主性を（少なくとも当面は）確保することができた」といえる。

このような貧困削減に対する認識、評価の相違が、これまでドナーとベトナム指導層の許容範囲内であり、相互の「読み替え合い」により現在のCPRGSが成立したといえる。しかし今後の開発計画策定において、ドナー側がベトナムの開発戦略全体について「グローバル・スタンダード」を求めるようになった場合には、ドナーとベトナム指導層双方の貧困削減に対する認識の整合性が大きな課題となることを指摘するものである。

## 2. 地域開発協力へのベトナムのイニシアティブ

CPRGSが国内開発に関する国際協力であるとすれば、GMS (Greater

Mekong Subregion) 開発は国外も含めた地域開発に関する國際協力である。ベトナムが提唱した「東西回廊」(West-East Corridor: WEC) 構想は、ベトナムが地域開発協力に主体的に関わり、援助を受けるだけでなく國際開発協力の枠組みのなかで自らの主導性を求めたという点で、被援助国としてのベトナムとは違った國際戦略的側面を示すものである（第10章）。

メコン地域開発ではGMS計画の中心的役割が確認されたが、関係諸国、とくにタイとベトナムはGMS計画の重要性を認めそれを利用しながら、同時に自国を中心とする枠組みをつくり、自国の影響力を隣接諸国に拡大しようと努めている。

タイは、1988年に對インドシナ政策の大転換を遂げ、周辺地域にタイを中心とする広域経済圏の形成に着手した。それは、ADB、日本政府、中国などを巻き込んでGMS計画に発展した。しかし、1990年代中葉までのインドシナ地域の経済発展に、タイが果たした役割は限定的なものにとどまった。

ベトナムは、1998年にハノイで開催されたASEAN首脳会議で、WEC構想を提唱した。ベトナムが、WECをASEANの枠組みのなかに位置づける理由のひとつは、国内でも開発が遅れているベトナム中部を國際開発協力の枠組みに取り込むことで、開発を促進する目的があるからである。アジア経済危機の影響のもとで、ベトナム中部への開発資金の動員を図る必要があり、ASEANのお家芸ともいいくべきデモンストレーション効果を狙った側面もある。

しかし、それだけでなく、ベトナム戦争期から続くインドシナ地域におけるベトナムの政治的影響力を、ASEAN10における後発加盟諸国との発展格差縮小を主張して、ラオスおよびカンボジアとの関係を再構築する試みと読める側面もある。ベトナムによるWEC開発の推進は、メコン地域開発に自らの構想力と組織力を提供することをつうじ、國際政治経済における發言力の確保を意図したものであり、ラオス、カンボジアに対する指導的立場を明らかにすることも含まれていたと考えられる。WEC計画と並行して始まった「發展の三角地帯」計画は、上記のようなベトナムの意図と無関係ではないと考

えられる。

2003年にインドシナ開発に新たな変化が起った。タイのタクシン首相が、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーの4カ国を対象とする「経済協力戦略」(Economic Cooperation Strategy: ECS)構想を提起した。その背景は、新しいFTAの動き、タイと中国との関係、ASEAN内におけるタイのリーダーシップ、タイの総合安全保障など要因は複合的である。このようなタイのイニシアティブに対して、ベトナムの対応は、現時点では断言できるほど明確にはなっていない。しかし、ECS構想との妥協を図りながら、実利的な外交を進める予兆は示されている。中国、タイのインドシナへの関心の高まりとともに、インドシナ地域の発展にベトナムがどのように関わっていくかが、ベトナムにとっても、メコン地域開発にとっても、重要なファクターとなっているのである。

## おわりに

冒頭にも述べたように、ベトナム経済が急速なグローバル化に向かおうしている現段階は、ベトナムのドイモイにおける大きな転換期の始まりとみて間違いないと思う。WTO加盟は、ベトナムを開発途上国として認定したとしても、通商・投資分野で国際スタンダードの制度とその実行を要求する。制度の透明性、公開が要求され、国際スタンダードで法治国家であることが要求されることになろう。そのような動きの一端として、国家統治機構の再編、経済制度改革が急速に進んでいる。国際援助社会も、そのような方向に向かうベトナムを支援している。

同時に、モノとカネ、ヒトの動きにも新たな変化が始まっている。貿易にみられるアメリカ与中国の影響力の増大、アジア全域を巻き込んでいるFTAの複雑な動き、ベトナムの今後はそのような世界、地域全体の大きな変化と密接に関係している。

本書では、大きな転換期の始まりの時点で、ベトナムの経済、政治、社会がどの程度まで変化したのかを検証した。市場経済化と対外経済関係の拡大・深化が産業構造と生産主体に着実に発展と変化をもたらしていること、その社会的インパクトが次第に大きなものになってきていることは、明らかにできたと思っている。政治面では、市場経済化を円滑化する方向で行政機能の改革が進められてきたことまでは言えるだろう。経済改革ほどのスピード感はないものの、ベトナム社会の多様性に配慮しつつ着実に政治改革が進められていることも感じられよう。国際協力の面では、ベトナムが国際的孤立から脱した時点から今日まで、欧米先進諸国、日本、国際援助機関の支援を得て成長し、国際援助協力や地域開発協力に主体的かつ積極的に関わっている現状を確認できた。間もなくドイモイ後20年を迎えるとする時点で、試行錯誤の繰り返しではあっても、ベトナムが着実に発展の道を辿ってきたことは評価されなければならない。注意しなければならないのは、この間の発展は、ドイモイ総体としての枠組み内で進められてきたということである。これから発展の過程で、ドイモイ総体の枠組みを維持していくのか、あるいは微調整を繰り返しながら枠組み自体にも変化が起きるのか、おそらくベトナム自身にとって模索の時期は続くことになるのであろう。

## 〔注〕――――――――――

- (1) 五島文雄 「『カンボジア和平』後のベトナム—過渡期のドイモイ」（小島朋之編『21世紀に向かうアジアと日本』芦書房、1993年）213～214ページ。
- (2) 同上。
- (3) 1991年に採択された党綱領は「社会主義への過渡期における国土建設の綱領」と題し、1930年の党綱領以来の新綱領である。党綱領は、党大会での政治報告などより長期的視点からベトナムの歩むべき道を示したものであり、1991年の綱領にも今後数十年の党の活動に方向性を与えるものと明記されている。同綱領には、ベトナムにおいて目指すべき「社会主義社会」について、以下の六つの特徴が描かれている。
  - ①勤労人民が主人公になる社会。
  - ②現代的生産力と主な生産手段の公有制度とに立脚した高度に発達した経済をもつ社会。
  - ③民族色豊かな進んだ文化をもつ社会。
  - ④人間が抑制、搾取、不公平から解放され、能力に応じて働き、

労働に応じて受け取り、満ち足りた、自由で、幸福な生活ができ、個人の全面的発展のある社会。⑤国内の諸民族が平等で、団結し、助け合ってともに進歩する社会。⑥世界のすべての国の人民との友好と協力の関係を有する社会。

- (4) 2001年12月初頭に、越米通商協定調印を目前にして、党政治局が国際経済統合に関する決議を行ったことが党としての姿勢を示している。
- (5) 2002年になり、国会組織法、国会代表者選挙法、政府組織法、人民裁判所組織法、人民検察院組織法など一連の国会、司法関係の組織法が改正され、2003年には人民議会法、人民委員会法が改正された。
- (6) ベトナムの産業研究では、JICAの「ヴィエトナム国市場経済化支援開発調査」プロジェクトの共同研究、JICA—ベトナム国家経済大学（NEU）間の共同研究の先行研究成果がある。いずれも、政策研究大学院の大野健一教授の強いリーダーシップで行われた貴重な研究成果である。大野健一・川端望編『ベトナムの工業化戦略—グローバル化時代の途上国産業支援—』日本評論社、2003年。
- (7) 出井富美「国際市場の中のベトナム農業」（石田暁恵編『地域経済統合とベトナム—発展の現段階—』日本貿易振興会アジア経済研究所〈調査研究報告書2002-I-01〉2003年3月）。
- (8) Bo Tai chinh, Ngan Sach Nha Nuoc: Quyet Toan Nam 2000 va Du Toan 2002, Ha Noi, March 2002.
- (9) もともと外来語で行政用語ともいえるdouble subordinationがベトナム語に訳され使用されるようになったものと思われる。ベトナムでも行政を扱った論文などでsong trung truc thuocが使用されている。ベトナム語を漢字に直せば確かに「従属」ではなく「直属」となる。ベトナムでは「従属」というニュアンスを出したくなかったと推測される。